

社会福祉法人スキーム福祉の会 役員及び評議員等の 報酬等に関する規程

(平成 29 年 4 月 1 日 社会福祉法人制度改正版)

作成日	平成 29 年 4 月 1 日
最新版改定日	平成 30 年 9 月 13 日

社会福祉法人スキーム福祉の会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人スキーム福祉の会（以下「法人」という。）定款第9条第3項及び第23条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員を併せて評議員等という。
- (2) 常勤の理事長とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし1か月16日以上勤務する理事をいう。ただし、法人の職員を兼務する理事は、これに含まない。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事長以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては報酬を支給しない。

- | | |
|------------|----|
| (1) 常勤の理事長 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員等 | 報酬 |

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事長に対する報酬の額は、(別表1)に定める額とし、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、(別表2)に定める額とする。
- 3 評議員等に対する報酬の額は、(別表3)に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事長に対する報酬の支給の時期は、毎月10日とする。(ただし、支給日が休日の場合は、その前日)

2 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会、評議員会及びその他の会議への出席等、又は法人・施設運営のための業務等に当たった都度支給する。

3 報酬は、現金により本人に(死亡により退任した場合は、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員等が、研修等のために出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員及び評議員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、日割によって計算する。

4 第2項の規定に関わらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 13 日（定款認可日）から施行する。

(別表1)

常勤の理事長の報酬 ※第5号を限度額とし、在職5年を経るごとに1号ずつ昇給する。

号 給	月 額
第1号	500,000円
第2号	550,000円
第3号	600,000円
第4号	650,000円
第5号	700,000円

(別表2)

非常勤の役員の報酬

(1)非常勤の理事

適 用	日 額 (1回あたり)
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設の職務執行	10,000円

(2)非常勤の監事

適 用	日 額 (1回あたり)
監事監査等の実施 法令に基づく監査等への立会い	20,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設の職務執行	10,000円

(別表3)

評議員等の報酬

(1)評議員

適 用	日 額 (1回あたり)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設の職務執行	10,000円

(2)評議員選任・解任委員

適 用	日 額 (1回あたり)
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

(3)苦情解決第三者委員

適 用	日 額 (1回あたり)
苦情解決第三者委員会への出席	10,000円